

經過左記ノ通りニ有之

記

一 經過

(1) 事業主側

特異ノ行動無シ

(2) 勞働者側

A. 九日ハ行商ヲ止メテ、渉經過ヲ待テツ、下リシ  
ト妥協成ラサル為メ十日ヨリ再ヒ行商ヲ開始セ

B. 十日別記ノ如キビラニユースヲ印刷關係方面ニ  
配布セリ

C. 十日深川元加賀小學校ニテ演說會開催ノ予定ナ

リシモ會場借入申込ニ際シ「家賃値下問題演說  
會」ト詐稱シタル事判明シタル為メ深川區長ヨリ  
貸付ヲ取消サレタルカ是レヲ知ラスシテ會場ニ  
集合シタル者ハ吏ニ工場附近ニ集合シ示威的行  
動ヲ執ラントシタルヲ以テ警戒中ノ警察官ハ解  
散ヲ命ジタリ

(3) 交渉狀況

A. 九日淺沼平田ハ職工代表ニ名ト共ニ工場主ニ會  
見交渉シタルニ工場主ハ「職工ノ窮狀ヲ認メ全負  
テ復職スル旨ヲ言明シ他ノ要求事項ニハ全然融  
レスシテ」十一日迄ニ諾否ヲ回答スベク促シテ會  
見ヲ了レリ